

# コーポレート・ガバナンス

## 1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つと位置づけ、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしています。

## 2 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しています。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（2023年6月23日現在）は次のとおりです。

### (1) 取締役会

取締役会は代表取締役頭取が議長を務めており、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議および当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしています。取締役会は原則、毎月開催しています。

### (2) 常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役頭取、代表取締役専務、常務取締役、取締役および常勤の監査等委員である取締役により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めています。常務会は原則、毎週開催しています。

### (3) 指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役頭取、代表取締役専務および監査等委員である社外取締役4名の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めています。

### (4) 経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っています。

各委員会の議事結果については、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しています。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能および独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しています。

### 【信用リスク管理委員会】

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員である取締役が委員長を務めています。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

### 【コンプライアンス委員会】

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

### 【ALM委員会】

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

### 【システム投資委員会】

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部およびIT・オペレーション統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

### (5) 監査等委員会

監査等委員である取締役および監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員が常務会および各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行および業務全般について監査を行うこととしています。

### (6) 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しています。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しています。

## 3 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

### (1) 経営陣幹部の選任

経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の模範となるよう常に研鑽を重ね、誠実かつ忠実に経営陣幹部としての職務を全うすることができる者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定することとしています。

### (2) 経営陣幹部の解任

経営陣幹部として求められる職務を全うできないと認められる場合、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定することとしています。

### (3) 取締役候補の指名

#### ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当行の経営戦略の実現に向け、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と十分な社

会的信用を有する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

#### ②監査等委員である取締役

取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と十分な社会的信用を有する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議および監査等委員会より同意を得たうえで、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

#### (4) 社外取締役候補の指名

これまでの経歴に基づき、専門的な知識や経験を有し、自らの知見に基づいて当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断される者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

## 4 取締役会の構成に関する考え方

取締役会は、定款に定める員数を上限としつつ、取締役会の実効的かつ安定的な運営を実現する観点から構成するものとし、株主総会に取締役の選解任に関する議案を付議するにあたっては、次に掲げる考え方を踏まえて適切に実施することとしています。

### 取締役会全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方

1. 取締役会は、十分な議論と迅速な意思決定を行うための適切な員数とし、ジェンダー、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立する形で構成する。
2. 取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮する。
3. 取締役会は、経営に対する監督機能の実効性を確保するため、独立性を有する社外取締役を複数名選任する。
4. 監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名選任する。
5. 取締役会の継続性・安定性の観点から、取締役候補の決定にあたっては、同時に全てまたは殆ど全員の候補が新任とならないよう考慮する。

## 5 取締役のスキル・マトリックス

氏名	経験分野・専門分野										
	経営企画 経営戦略	リスク 管理	人事 管理	営業	審査	市場 運用	シス テム	企業 経営	財務 会計	法律	地域 行政
取締役 (監査等委員を除く)	石田 幸雄	●	●	●							
	川合 昌一				●	●	●				
	鈴木 裕之	●	●	●			●				
	西山 克義				●						
	相場 実	●	●			●					
	高橋 義彦				●						
取締役 (監査等委員)	山口 知康		●	●	●						
	細貝 巖									●	
	坂井 啓二								●		
	中村 稚枝子										●
	高橋 正秀							●			

※1. スキル・マトリックスは、各氏が有する全ての知見を表すものではありません。  
2. 社外取締役については、特に期待する専門分野を記載しています。

## 6 取締役会の活動状況

### 取締役会における主な検討内容（2022年度）

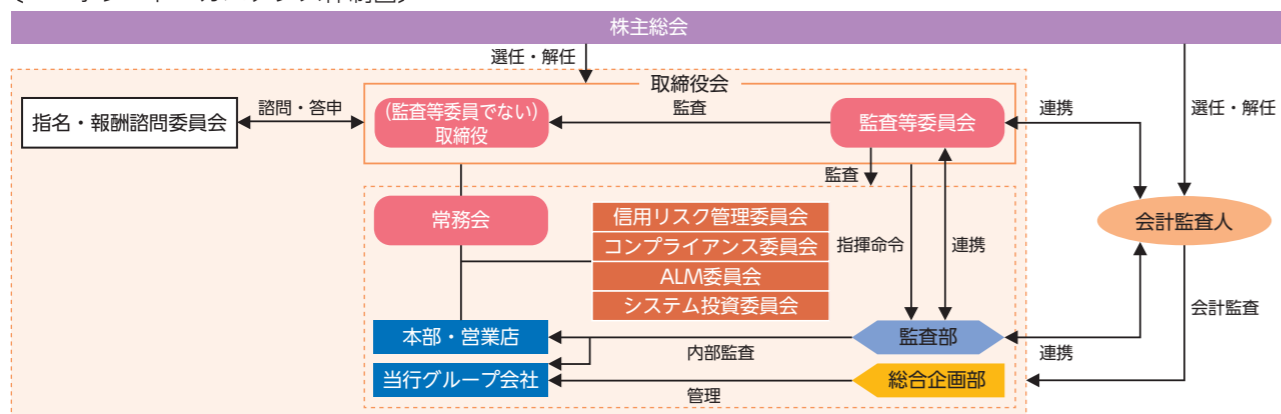
- ・第12次中期経営計画の達成に向けた取組みについて
- ・SBIホールディングス株式会社との戦略的資本業務提携について
- ・店舗政策について
- ・システム投資案件について
- ・政策投資株式の各銘柄の今後の保有方針について
- ・財務報告にかかる内部統制の有効性評価について
- ・「コンプライアンス・プログラム」の取組みについて
- ・「リスク管理プログラム」の取組みについて

### 取締役会の実効性の分析・評価

当行では、取締役会全体の実効性について、毎年、社外を含む取締役の自己評価をベースに分析・評価を行うこととしています。2023年6月の取締役会において、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会全体の実効性は確保さ

れていることを確認するとともに、さらなる実効性向上に向け、取締役会の開催時間や決議・報告されている項目の適切性を課題として共有しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



## 7 社外役員の状況

### (1) 社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

### (2) 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能および役割

細貝巖氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

坂井啓二氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

中村稚枝子氏は、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

高橋正秀氏は、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

### (3) 社外取締役の独立性

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しています。

### 【社外取締役の独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
  - ア. 上記1～5に該当する者
  - イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

#### ※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届け出しています。

## 8 役員の報酬等

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性および合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て取締役会決議により決定しています。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会において決議しています。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しています。

### 取締役報酬等の決定方針

1. 取締役の報酬は、役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」および中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成する。
2. 取締役の確定金額報酬の額および各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定する。
3. 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定する。

4. 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とする。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定する。
5. 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定する。
6. 取締役の報酬および各人の額については、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会の決定により代表取締役頭取へ再一任することができる。

### 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の額および各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしています。

## 9 監査の状況

### (1) 監査等委員会監査の状況

#### ①監査等委員会監査の組織、人員および手続

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されています。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しています。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしています。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

#### ②監査等委員および監査等委員会の活動状況

##### 【監査等委員会の検討事項】

- ・内部統制システム  
内部統制部門（リスク統括部）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・重点監査項目等  
中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しています。
- ・会計監査人に関する評価  
会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レビューの報告および監査結果の報告を受け、適切性、相当性の評価を行っています。

##### 【常勤および社外監査等委員の活動状況】

取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議（社外監査等委員は取締役会のみ）に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べています。

常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しています。

常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。

監査等委員全員が、内部監査部門長（年2回）および内部統制部門長（年2回）との意見交換を行っています。

2022年度において、常勤監査等委員は営業店10ヶ店に対して往査を実施し、うち4ヶ店に対して常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

## 10 会計監査の状況

(2023年3月末現在)

監査法人の名称	有限責任監査法人トーマツ
継続監査期間	46年 <sup>(※)</sup>
業務を執行した公認会計士	松崎 雅則氏 石尾 雅樹氏
監査業務に係る補助者の構成	当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、公認会計士試験合格者等4名、その他19名であります。

(※) 上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

### (1) 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任します。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結

### (2) 内部監査の状況

#### ①内部監査の組織、人員および手続

内部監査は、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2023年3月末現在11名）が実施しています。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しています。

#### ②内部監査部門の活動状況

監査部は、内部統制部門（リスク統括部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしています。

### (3) 社外取締役による監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

#### ①監査等委員と内部監査部門との連携状況

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、内部監査部門による内部監査の状況等について説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況等について意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしています。

#### ②監査等委員と会計監査人との連携状況

監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要および監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、連携を図ることとしています。

#### ③監査等委員と内部統制部門との連携状況

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期毎に内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることとしています。

### (2) 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性はじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しています。

# 役員一覧

## 取締役



取締役頭取  
(代表取締役)  
いしだ ゆきお  
**石田 幸雄**  
監査部担当

1976年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2003年 8月 業務監査部業務監査室長  
2005年 6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長  
2006年 6月 総合企画部副部長  
2008年 7月 大宮支店長  
2009年 6月 総合企画部長  
2011年 6月 取締役総合企画部長  
2013年 6月 常務取締役  
2016年 6月 専務取締役  
2017年 6月 専務取締役関東地区本部長  
2019年 6月 取締役頭取 (現職)



専務取締役  
(代表取締役)  
かわい しょういち  
**川合 昌一**  
コスト削減・業務改革特命チーム、  
市場金融部、IT・オペレーション統括部担当

1993年 3月 株式会社大光相互銀行入行  
2011年 6月 桶川支店長  
2013年 2月 審査部副部長  
2014年 6月 審査部長  
2017年 6月 執行役員審査部長  
2019年 6月 取締役関東地区本部長  
2021年 6月 常務取締役営業本部長  
2023年 6月 専務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 (現職)



常務取締役  
すずき ひろゆき  
**鈴木 裕之**  
人事部、営業戦略部、  
地域産業支援部、リテール営業部担当

1984年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2008年 7月 営業統括部営業企画グループマネージャー  
2011年 6月 営業統括部副部長  
2013年 6月 総合企画部長  
2016年 6月 新発田支店長  
2018年 6月 執行役員監査部長  
2020年 6月 執行役員人事部長  
2021年 1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長  
2021年 6月 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長  
2022年 1月 取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長  
2022年 6月 常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長  
2023年 6月 常務取締役人事部長兼営業本部長 (現職)



取締役  
にしやま かつよし  
**西山 克義**

1987年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2009年 6月 鴻巣支店長  
2011年 2月 大形支店長  
2013年 6月 柏崎支店長  
2015年 6月 川口支店長  
2017年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長  
2019年 6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長  
2021年 6月 取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手支店長 (現職)



取締役  
あいば みのる  
**相場 実**  
総合企画部、リスク統括部、  
審査部、総務部担当

1986年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2009年 6月 融資企画部融資企画グループマネージャー  
2011年 6月 経営管理部主計グループマネージャー  
2013年 5月 経営管理部副部長  
2014年 6月 経営管理部部長  
2019年 6月 執行役員経営管理部部長  
2021年 6月 執行役員総合企画部長  
2022年 6月 取締役 (現職)



取締役  
たかはし よしひこ  
**高橋 義彦**

1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2009年 6月 直江津支店長  
2011年 6月 石山支店長  
2013年 6月 大宮支店長  
2015年 2月 燕支店長  
2017年 6月 三条支店長  
2019年 6月 営業統括部付部長兼えちご大花火支店長  
2020年 6月 営業統括部長兼えちご大花火支店長  
2021年 6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長  
2023年 6月 取締役新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 (現職)



取締役  
わたべ しげる  
**渡部 滋**  
営業戦略部長、  
えちご大花火支店長

## 取締役 (監査等委員)



取締役  
(監査等委員)  
やまぐち ともやす  
**山口 知康**

1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行  
2007年 6月 人事部秘書室長  
2010年 6月 河渡支店長  
2012年 6月 見附支店長  
2013年 6月 金融サービス部長  
2015年 3月 地域産業支援部長  
2016年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長  
2017年 6月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長  
2018年 6月 執行役員人事部長  
2020年 6月 執行役員監査部長  
2021年 6月 取締役 (監査等委員) (現職)



取締役  
(監査等委員)  
さかい けいじ  
**坂井 啓二**

1977年 3月 公認会計士登録  
1981年 3月 税理士登録  
1985年 3月 坂井会計事務所所長 (現職)  
1994年 10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員  
2007年 6月 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長  
2012年 9月 一正簿粋株式会社監査役  
2014年 7月 さくらの街信用組合 (現・はばたき信用組合) 員外監事  
2015年 9月 一正簿粋株式会社取締役 (監査等委員) (現職)  
2019年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)  
2019年 12月 はばたき信用組合員外監事



取締役  
(監査等委員)  
たかはし まさひで  
**高橋 正秀**

1980年 6月 株式会社新潟日報社入社 (編集局)  
2008年 4月 同社編集局次長兼報道本部長兼写真画像部長兼編集委員  
2014年 4月 同社執行役員営業統括本部広告事業本部長  
2016年 3月 同社取締役編集制作統括本部長  
2018年 3月 同社常務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長  
2020年 3月 同社専務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長  
2021年 3月 同社代表取締役専務経営企画会議議長  
2022年 3月 同社顧問 (現職)  
2022年 3月 株式会社新潟日報サービスネット代表取締役会長  
2022年 4月 株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長 (現職)  
2023年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)



取締役  
(監査等委員)  
ほそかい いわお  
**細貝 巖**

1992年 4月 第二東京弁護士会登録  
1997年 6月 新潟県弁護士会登録  
1999年 3月 細貝法律事務所所長 (現職)  
2004年 6月 株式会社原信監査役  
2010年 6月 株信ナルスホールディングス株式会社 (現・アクシアルリテイリング株式会社) 監査役  
2014年 6月 株式会社大光銀行取締役  
2014年 6月 アクシアルリテイリング株式会社取締役 (現職)  
2017年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)  
2023年 2月 株式会社中越カントリー倶楽部取締役 (現職)

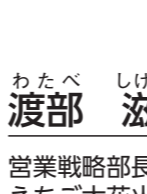


取締役  
(監査等委員)  
なかむら ちえこ  
**中村 稚枝子**

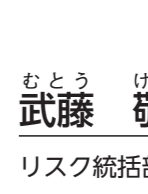
1977年 4月 新潟県庁入行  
1994年 4月 県総務部知事室広報広聴課広報係長  
1996年 4月 県福祉保健部児童家庭課保育係長  
1999年 4月 県環境生活部生活企画課副参事 (予算係長)  
2001年 4月 県環境生活部文化振興課長補佐  
2003年 4月 県総合政策部調整課企画主幹・調整課長補佐  
2005年 4月 県県民生活・環境部文化振興課長  
2007年 4月 県知事政策局秘書課長  
2008年 11月 県総務管理部副部長  
2009年 4月 県総務管理部副部長兼自治研修所長  
2010年 4月 県県民生活・環境部長  
2015年 3月 新潟県庁退職  
2017年 2月 新潟県労働委員会委員 (公益委員)  
2017年 6月 公益財団法人新潟県国際交流協会監事 (現職)  
2019年 11月 新潟県公務災害補償等審査会委員 (現職)  
2021年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)

※取締役の細貝巖氏、坂井啓二氏、中村稚枝子氏および高橋正秀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。社外取締役4氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。

## 執行役員



執行役員  
せきぐち ゆたか  
**関口 寛**  
市場金融部長



執行役員  
むとう けいすけ  
**武藤 敬介**  
リスク統括部長

# リスク管理体制

金融の自由化や金融技術の発達等により銀行業務は多様化、複雑化してきており、抱えるリスクも多様化、複雑化しています。こうした中、銀行が経営の健全性の維持と収益性の向上を図っていくため、各リスクを総合的に把握し一元的に管理する統括部署として、リスク統括部を設置しています。

運用面では、各リスクの主管部を明確にするとともに、信用リスク、市場リスク等のリスク毎のリスク管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リスク統括部において年度毎の管理方針としてリスク管理プロ

## 1 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、リスク統括部を主管部とし、毎月、信用リスク計量化システムによりリスク量を計測し、増減要因を分析した上でALM委員会に報告しています。また、信用リスク管理重視

ラムを策定し、中間および期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めています。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っています。さらに、経営の健全性の確保と収益性・効率性の向上を図ることを目的として、リスク資本配賦を実施しています。各部署のリスク管理の適切性については、内部監査部門である監査部が監査しています。

の審査体制の整備やクレジット・リミット設定等による与信ポートフォリオ管理の強化、特定の業種や特定のグループに対する与信集中の防止、信用格付の精緻化による信用リスク管理の強化等に努めているほか、各種研修により審査能力の向上にも努めています。

幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレーション等により対応を協議しています。また、資本配賦を実施し、配賦資本使用率についてもモニタリングしています。特に有価証券についてはリスク量等を詳細に計測および管理するとともに、投資資金の効率運用にも努めています。

当行では、市場流動性リスク管理部門はリスク統括部、資金繰りリスク管理部門は市場金融部を主管部とし、流動性リスクの状況を常時、的確に管理し、安定的な水準の確保に努めています。また、不測の事態にも対応できるよう、具体的な対応要領を定めるとともに十分な資金調達枠を維持しています。

## 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等のさまざまな市場の要因の変動により、保有する資産の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、市場金融部を主管部とし、VaRによるリスク量等を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を検証した上で、毎月ALM委員会に報告しています。市況が大

## 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の評価や財務内容の悪化等による予期せぬ資金の流出により、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができないことなどから、銀行が損失を被るリスクのことです。

## 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは自然災害等外生的な事象により損失を被るリスクおよび風評リスク等のことです。

当行では、オペレーショナル・リスクを法務リスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクの6つに区分し、それぞれの主管部を定めて適切に管理しています。総合的な管理部門はリスク統括部としており、定期的に損失事象を収集分析してALM委員会に報告し、再発防止等について協議しています。

法務リスク管理の主管部はリスク統括部としています。法務リスク管理体制としては、顧問弁護士と連携したリーガルチェック等を実施するとともに、法令改正時の集合研修等により意識の向上に努めています。

事務リスク管理、システムリスク管理の主管部はIT・オペレーション統括部としています。事務リスク管理体制としては、事務処理規程の整備、研修、事務処理規程検定試験および営業店事務指導の実施等により、厳正な事務取扱いの定着に努めています。また、監査部による定例的な立入検査により、事務処理の適正性および内部管理体制の適切性・有効性を検証し、事務リスクの顕在化防止に努めています。システムリスク管理体制としては、基幹系システムを委託している株式会社日立製作所NEXTBASEセンターにおいてシステムリスクを一次的に管理し、

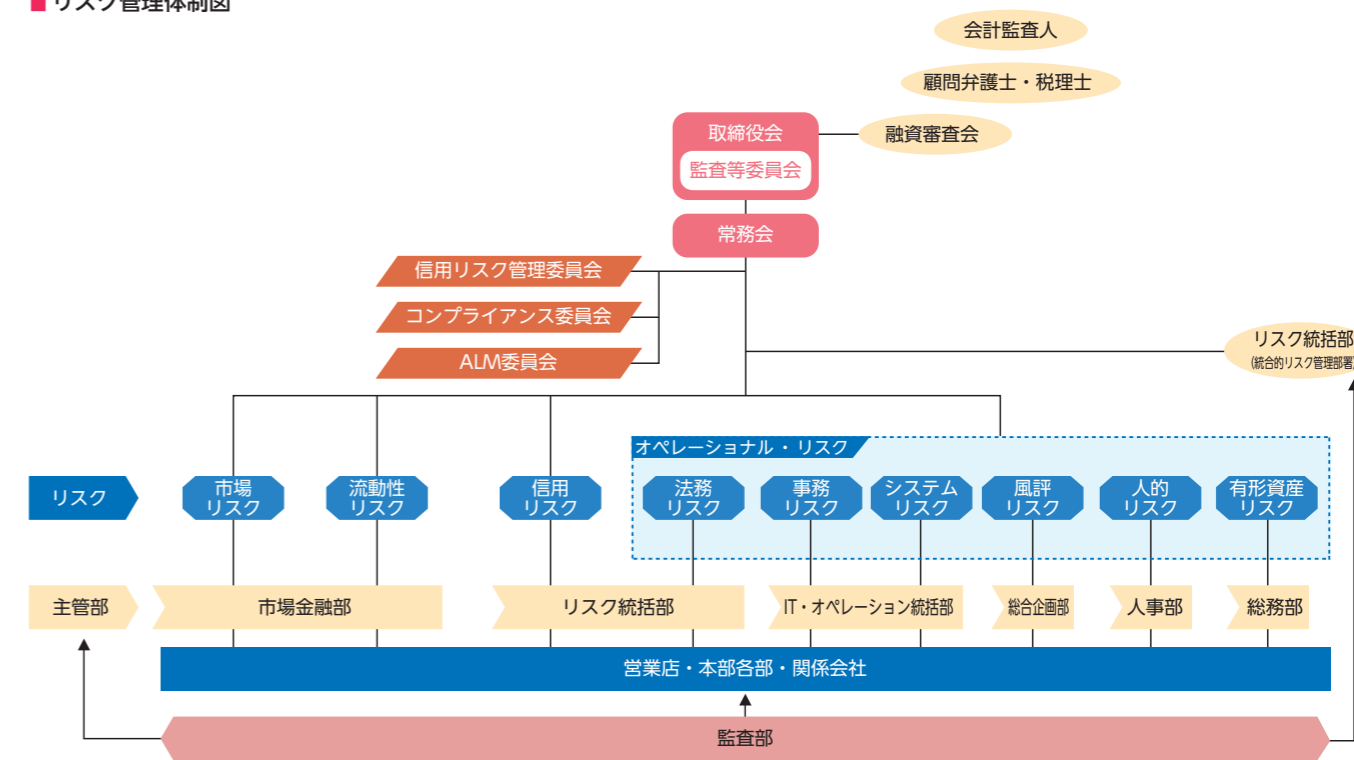
その管理状況についての報告等を受けることにより二次的に管理しているほか、当行の監査法人、監査部門の監査によっても検証しています。バックアップ体制についてはNEXTBASEバックアップセンターを設置し、整備を図っています。また、国際系システム等の小規模システムや分散システム（クライアント・サーバー、パソコン等）に係るリスク管理は各システム使用部門で管理し、IT・オペレーション統括部が統括管理しています。

風評リスク管理の主管部は総合企画部としています。風評リスク管理体制としては、インターネット掲示板等からの情報収集、風評情報の正確かつ迅速な報告体制の整備、適切な情報開示等に努め、風評発生時の未然防止を図るとともに影響を最小限に抑えられるよう努めています。また、万一の場合に備えてマニュアルを策定しているほか、定期的な訓練も実施しています。

人的リスク管理の主管部は人事部とし、人事運営上の不公平・不正や差別的行為などから損失を被ることのないよう、人事考課者研修等による適正な人事考課の実施やヘルプラインを利用したハラスメント防止等に努めています。

有形資産リスク管理の主管部は総務部とし、災害その他の事象などから被る損害をできるだけ小さくするため、店舗等の耐震診断結果に基づく補強工事や建物・設備の定期点検等を実施しています。

■ リスク管理体制図



### ■ マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策への取組み

当行は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策を経営上の重要課題と認識し、IT・オペレーション統括部担当役員をマネロン等防止対策責任者として、「マネー・ローndリング対策室」の設置や「マネー・ローndリング/テロ資金供与防止方針」等の各種規程を制定してマネロン対策を進めています。今後も関係法令およびガイドライン等に基づき、経営陣の主導的な関与のもと管理態勢の強化に取り組んでまいります。

